

【重要】

まん延防止等重点措置の期間の延長等に関する「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容をお知らせします。各専門学校等におかれては、引き続き、生徒の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための工夫をお願いします。

事務連絡
令和4年3月4日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び専門学校等における感染対策の徹底等について（周知）

令和4年3月4日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づくまん延防止等重点措置について、

- ・ 北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県を対象として実施されている同措置の実施期間を、令和4年3月21日まで延長すること
- ・ 福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県を対象とする同措置については、令和4年3月6日をもって解除すること

が決定されました。これに併せて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の変更が行われましたので、その内容について下記のとおりお知らせします。学校の取扱いに係る記載については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び専門学校等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和4年2月18日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）においてお示しした内容から変更はありません。

専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）におかれては、変更された基本的対処方針並びに「令和3年度後期の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（令和3年9月30日付け3文科教第650号）及び「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関

する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について（周知）」（令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・高等教育局学生・留学生課・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）等において示した留意事項を踏まえ、生徒の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

（変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について）

1. 対処方針の内容

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040304.pdf

2. 学校の取扱いに関連する記載の抜粋

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

（5）オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

2）学校等

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。

なお、大学等においても適切に対応する。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（2）ワクチン接種

- ④ 追加接種については、2回目接種完了から8か月以上経過した方に順次、接種することを原則としていたが、感染防止に万全を期する観点から、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々の接種間隔を前倒しするとともに、接種を加速化し、並行して、予約に空きがあれば、できるだけ多くの一般の方にも更に接種間隔を前倒して接種する。併せて、一般の方への接種を実施するに当たって、各自治体の判断により、教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して優先的に追加接種をするような取組も進める。追加接種に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチンを用いる。また、引き続き1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、

接種を促進する。これらの接種に使用するワクチンについて、安定的な供給を行う。

(5) まん延防止

5) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛（ただし、対象者全員検査の実施等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。））を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原定性検査キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原定性検査キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

3. 抗原簡易キットの活用に関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(4) 検査

- ⑤ 大学、専門学校、高校、特別支援学校や、中学校、小学校、幼稚園等に対して、約125万回分の抗原定性検査キットを配布し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や学生、速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）を対象として抗原定性検査キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。

4. 事業の継続が求められる事業者に関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(5) まん延防止

4) 職場への出勤等

- ② 特定都道府県は、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。(中略)
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ③ 重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。(中略)
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

(別添) 事業の継続が求められる事業者

(5) その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・ 学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

(関連通知等)

- 「令和3年度後期の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」(令和3年9月30日付け3文科教第650号)

https://www.mext.go.jp/content/20211001-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

- 「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について(周知)」(令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・高等教育局学生・留学生課・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20211119-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び専門学校等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和4年2月18日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

<本件連絡先>

文部科学省 総合教育政策局生涯学習推進課

連絡先：03-5253-4111（内線：2939）